



平成19年 5月 18日

各 位

上場会社名 積水樹脂株式会社
代表者名 代表取締役社長 福井彌一郎
(コード番号 4212 東証・大証第1部)
問合せ先 総務部長 早川 直樹
(TEL 06-6365-3204)

ストックオプションとしての新株予約権に関するお知らせ

当社は、平成19年5月18日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びその他の使用人に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任すること並びに会社法第361条第1項及び第387条第1項の規定により報酬等として当社取締役及び監査役に対して新株予約権を付与することにつき承認を求める議案を、平成19年6月28日開催予定の当社第73回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、同株主総会において「取締役10名選任の件」が承認されますと割当てを受ける当社取締役は10名（うち社外取締役1名）、「監査役2名選任の件」が承認されますと割当てを受ける当社監査役は4名となり、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況、その他諸般の事情を考慮して、当社取締役への新株予約権の割当数は160個（うち社外取締役分10個）、当社監査役への新株予約権の割当数は40個を上限といたします。

記

1.新株予約権を無償で発行する理由

当社並びに当社子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人の意欲や士気を高め、また監査役の適正な監査に対する意識を高め、当社グループの業績の向上並びに企業価値の向上をはかるため、ストックオプションの目的で新株予約権を発行するものであります。

2.新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びその他の使用人

(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 100万株を上限とする。

但し、下記(3)により各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。）株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に募集する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3)新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1個当たりの目的となる株式数 (以下「付与株式数」という)は 1,000 株とする。但し、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (または併合) の比率

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(4)新株予約権と引換えに払込む金銭

本定時株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1株当たりの払込金額 (以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割当てる日 (以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の終値 (取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分 (新株予約権の行使により新株を発行する場合を含まない)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6)新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から 2 年を経過した日より 3 年以内とする。

(7)新株予約権の行使の条件

権利行使時においても当社並びに当社子会社の取締役、監査役、相談役、顧問、執行役員またはその他の使用人であることを要する。但し、退職後に引き続き関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問、執行役員またはその他の使用人の地位を継続的に保有する場合には、退職日より1年以内に限り権利を行使できる。

その他の条件については、本定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(8)新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使する前に、(7)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11)端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12)新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(13)その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

(注)上記の新株予約権の発行は、平成19年6月28日開催予定の当社第73回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上